

地方公務員法の改正による職員の定年延長について

1 改正趣旨

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少するなか、能力と意欲のある高齢期職員がその知識・技術・経験等を伝承していくことは今後の行政運営に当たり重要な意味を持ち、かつ 60 歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応していくことで、複雑高度化する行政課題に的確に対応できることから、令和 3 年 6 月 11 日付けで国家公務員法等の一部を改正する法律が公布され、定年引上げに係る必要な措置が講じられたことに伴い、同日付けで地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員についても国家公務員に準じて同様の措置を講ずるもの。

2 法改正の内容

- (1) 定年年齢の段階的な引上げ
- (2) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入
- (3) 定年前再任用短時間勤務制の導入
- (4) 再任用制度の廃止と暫定再任用の特例
- (5) 情報提供・意思確認制度の新設
- (6) 60 歳に達した職員の給与に関する措置
- (7) 退職手当
- (8) 職員採用数と定数条例の関連性

3 改正スケジュール

令和 4 年 10 月	職員組合労使交渉 総務経済常任委員会 概要説明
令和 4 年 11 月	職員組合労使交渉（予定）
令和 4 年 12 月	町議会定例会（初日） 条例改正案上程 ※10 条例改正予定
令和 5 年 1 月	対象職員向け制度改正に伴う説明会
令和 5 年 4 月 1 日	制度開始

(1) 定年年齢の段階的な引上げ

令和5年4月から現行60歳（一般職）の定年を2年に1歳ずつ65歳まで段階的に引き上げる。

	現行	令和5・6年度	令和7・8年度	令和9・10年度	令和11・12年度	令和13年度～【完成】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
対象職員	昭和37年度生 (1962/4/2～ 1963/4/1)	昭和38年度生 (1963/4/2～ 1964/4/1)	昭和39年度生 (1964/4/2～ 1965/4/1)	昭和40年度生 (1965/4/2～ 1966/4/1)	昭和41年度生 (1966/4/2～ 1967/4/1)	昭和42年度生 (1967/4/2～ 1968/4/1)

※本町における定年の引上げ

本町における職員の定年についても、国と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度に65歳となります。

なお、本町の定年引上げ期間中対象職員数については、下記のとおりとなります。

・定年引上げ職員数の推移（令和4年4月1日時点の職員数による） ※医療職含む

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1963（昭和38）年 度生まれ	60歳 3人	61歳 3人	62歳	63歳	64歳	65歳				
1964（昭和39）年 度生まれ	59歳 6人	60歳 6人	61歳 6人	62歳 6人	63歳	64歳	65歳			
1965（昭和40）年 度生まれ	58歳 11人	59歳 11人	60歳 11人	61歳 11人	62歳 11人	63歳 11人	64歳	65歳		
1966（昭和41）年 度生まれ	57歳 6人	58歳 6人	59歳 6人	60歳 6人	61歳 6人	62歳 6人	63歳 6人	64歳 6人	65歳	
1967（昭和42）年 度生まれ	56歳 11人	57歳 11人	58歳 11人	59歳 11人	60歳 11人	61歳 11人	62歳 11人	63歳 11人	64歳 11人	65歳 11人

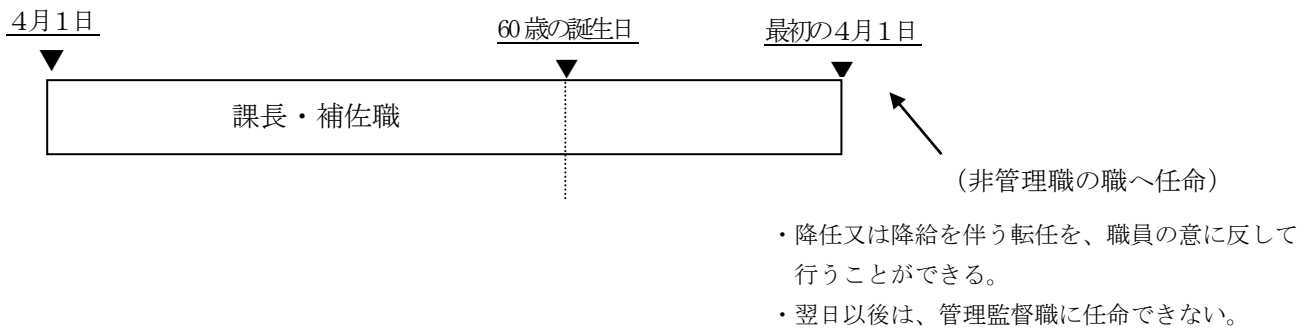
※ 部分は定年退職対象

(2) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、60歳の誕生日から同日以後の最初の4月1日に他の職への降任を行う。役職定年の対象範囲は「管理職手当の支給対象」の職とする。

課長・補佐職（6級・5級職） → 「4級・主査」へ降任
 係長・主査職（4級） → 「現在の職のまま（降任不可）」

【役職定年制による降任等のイメージ】



(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳以降の職員の働き方の多様化に対応するため、本人の意向を踏まえ、60歳以後に退職した職員を短時間勤務の職で再任用することができる制度。任期は、常勤職員の定年退職日に当たる日まで。

なお、勤務時間・給与の仕組み等は、現行の再任用制度（短時間勤務）と同様。

【勤務時間】

従前の再任用短時間職員と同様に、1週間当たりの勤務時間は15時30分から31時間までの範囲内で、1日7時間45分を超えない範囲内とし、具体的な勤務例については、以下のとおり。

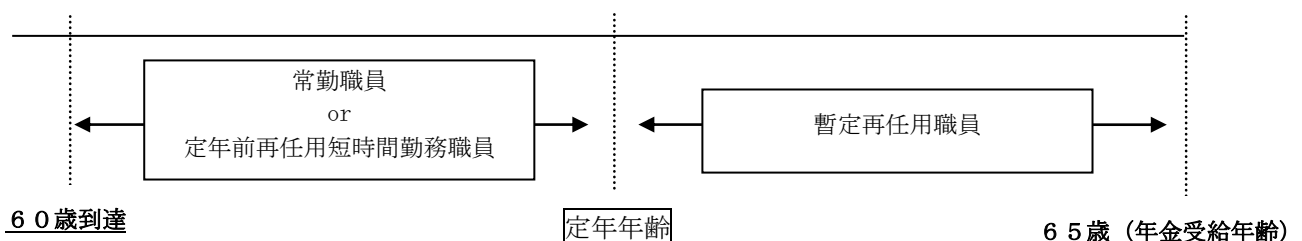
■勤務例

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1週目	7時間45分		7時間45分		7時間45分
2週目		7時間45分		7時間45分	
3週目	7時間45分		7時間45分		7時間45分
4週目		7時間45分		7時間45分	

(4) 再任用制度の廃止と暫定再任用の特例

定年年齢の段階的な引上げ期間においては、年金受給年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行と同様の暫定的な再任用制度を設ける。

【勤務形態の選択イメージ】



【身分・給与・諸手当比較表】

	60歳以降常勤職員	定年前再任用短時間勤務職員	暫定再任用職員
職の身分	常勤職員	退職後、短時間の職に再任用	退職後、常時勤務（フル）又は短時間勤務（パート）に再任用
給与（職階）	7割措置（4級・主査）	2級（主事相当）	2級（主事相当）
期末・勤勉手当	○	○	○
通勤手当	○	○	○
扶養手当	○	×	×
時間外勤務手当	○	○	○
住居手当	○	×	×
寒冷地手当	○	×	×
任期	定年退職日に当たる日まで	常勤職員の定年退職日に当たる日まで	1年以内（更新可）

(5) 情報提供・意思確認制度の新設

職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当等の制度に関する情報提供を行い、職員の60歳以後の勤務意思を確認する。

※対象者に対して、毎年調査を実施する。（予定）

(6) 60歳に達した職員の給与に関する措置

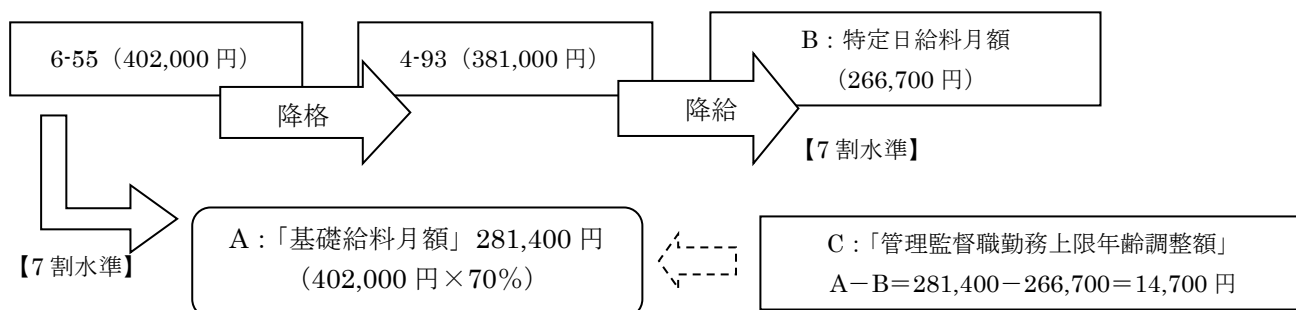
職員の給料月額を、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、「7割措置」とする。

【役職定年の対象となる職員】

管理監督職（管理職手当支給対象）職員は、管理監督職勤務上限年齢に達したことによる降任と、7割措置の二重適用となるが、「管理監督職勤務上限年齢調整額」により、役職定年前の月額を基準として7割となるように加算される。

(60歳に到達した「管理監督職職員」)

【例】：課長職 6級 55号俸（402,000円）

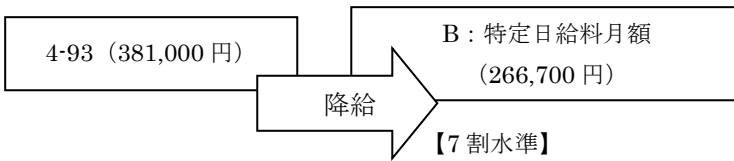


■4月1日以後の給料支給額

特定日給料月額 (B) + 管理監督職勤務上限年齢調整額 (C) = 281,400円

(60歳に到達した「非管理監督職職員」)

【例】：係長職 4級 93号俸 (381,000円)



■4月1日以後の給料支給額

特定日給料月額 (B) = 266,700円

(7) 60歳に達した職員の給与に関する措置 (退職手当)

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、退職事由を定年退職として算定することとする。

※勸奨退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の給料月額の割増率は、現行の定年制度下で対象とされる年齢と割増率を維持する。(60~64歳の者が勸奨退職する場合は給料月額は割増されない。)

特例定年 (条例により別途定年を定める職) の職員については、現行どおり。

(現行制度下での割増の対象となる年齢と割増率)

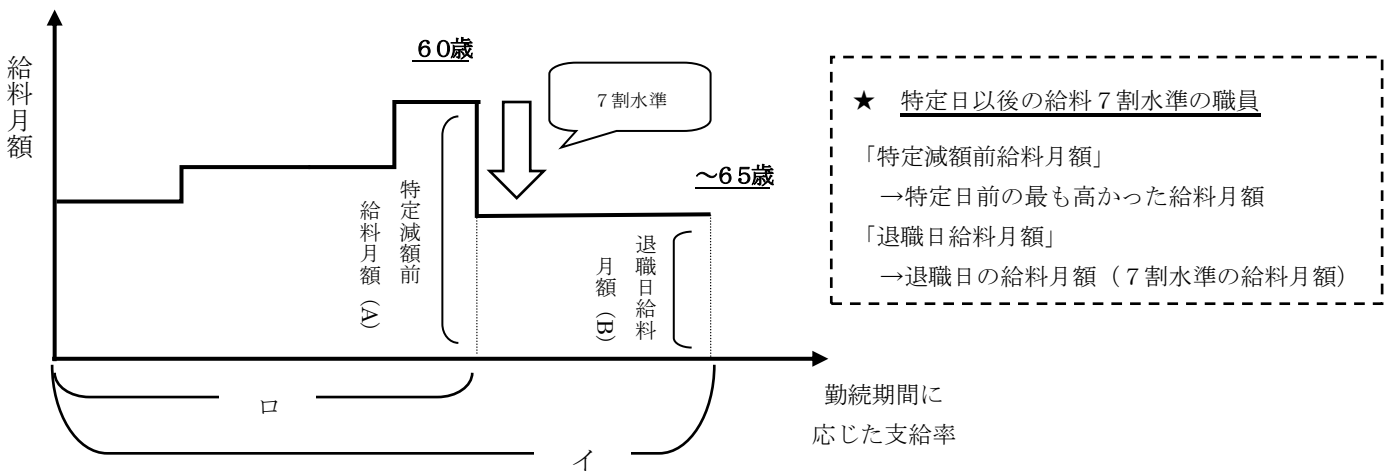
* ()書きは現行60歳定年の場合	定年1年前 (59歳)	定年2年前 (58歳)	定年3年前 (57歳)	定年4年前 (56歳)	...	定年13年前 (47歳)	定年14年前 (46歳)	定年15年前 (45歳)
一般職員	2%	6%	9%	12%	...	39%	42%	45%

※定年到達日の6月未満である場合、割増適用外としていたのは、適用とする。

また、定年引上げ前の定年年齢と退職時年齢との差が1年未満である場合2%としていたのは、3%とする。

○職員が60歳(※)に達した日以後の最初の4月1日 (=特定日) から7割水準の給料月額となる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額が減額される場合も、「ピーク時特例」が適用される。

(※) 現行の特例定年の職員については、当該特例定年の年齢



■退職手当の基本額

= 特定減額前給料月額(A) × 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ) × 調整率 + 退職日給料月額(B) × (退職日までの勤続期間に応じた支給率(イ) - 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率(ロ)) × 調整率

(8) 職員採用数と定数条例の関連性

ア 職員採用数について

従来の退職補充をベースとした新規職員採用は、定年が引き上がり、隔年で定年退職者が生じない年度があれば、新規採用できないこととなる。組織の新陳代謝を確保し、年齢構成の適正化を図るためには、継続的に新規採用職員を確保する必要があるため、複数年単位で新規採用者数を平準化する。

(退職者ベースの採用方針)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
前年度末の退職者数等	0	2	0	3	0	7	0	3	0	7
新規採用者数	0	2	0	3	0	7	0	3	0	7



(平準化の採用方針)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
前年度末の退職者数等	0	2	0	3	0	7	0	3	0	7
新規採用者数	1	1	1	2	3	4	1	2	3	4
一時的な定員の増(累計)	+1	±0	+1	±0	+3	±0	+1	±0	+3	±0

イ 定数条例について

年齢構成の偏りを抑制するため、平準化して新規採用職員を確保した場合、上記のとおり、段階的な定年引上げ期間中に一時的な職員定数増が見られる。従来とは異なる定員管理を行う場合であっても、地方公共団体の事務事業を効果的・効率的に遂行するための適正な人員数であり、かつ事務事業ごとに過不足なく配置するという定員管理原則を堅持し、暫定再任用を希望する職員の勤務形態（フル・パート）や定年前再任用短時間勤務を希望する職員の推移を的確に把握し、計画的な採用を続けるうえで、現在職員の動向から必要となる場合には、条例改正にて対応を行う。

ウ 芽室町職員数適正化方針との連動

令和2年4月策定の本方針（令和2年度～8年度）については、定年退職者推移と採用計画から人件費見込を推計し中期財政計画との整合を図っていくことと掲げている。60歳定年として計画した方針であるため、定年引上げの種々の制度を踏まえた本町としての方針を反映させ、高齢期職員の今後の勤続意向を丁寧に確認し、状況に応じて適切な見直しを図る。

※定年引上げ期間中の対象職員に実施した「勤務意向調査」に基づく職員全体数の推移（次ページ参照）

定数条例を踏まえた定年引上げ期間中の職員数の推移について(意向調査反映後) ※R4.10現在

年度	定年年齢	区分	(60歳退職者)	61歳以上の職員数			新規採用	前年退職者・新規採用・再任用移行者の増減数				全体数 (※定数外除く)	職員定数 (※定数条例)	定数超過数 (全体数-職員定数)	
				61歳以上常勤職員		再任用(暫定)職員		前年退職	新規	再任	再任上限				
				退職者	退職者以外										
3	60歳	行政職	6			0						191	200	△ 9	
		病院職	5			0						109	135	△ 26	
4	60歳	行政職	4			1	1	6	△ 6	6	1		198	200	△ 2
		病院職	4			1	1	3	△ 5	4	1		113	135	△ 22
5	61歳	行政職		0	0	2	2	7	△ 5	7	1		201	200	1
		病院職		0	0	3	3	0	△ 4	4	4		117	135	△ 18
6	61歳	行政職		2	0	2	4	1	0	1	0		202	200	2
		病院職		1	0	3	4	0	0	0	0		117	135	△ 18
7	62歳	行政職		0	2	3	5	1	△ 3	1	1		201	200	1
		病院職		0	3	4	7	1	△ 1	1	1		118	135	△ 17
8	62歳	行政職		2	6	3	11	1	△ 1	1	0		201	200	1
		病院職		3	3	3	9	0	0	0	0		118	135	△ 17
9	63歳	行政職		0	8	3	11	2	△ 3	2	1	△ 1	200	200	0
		病院職		0	6	3	9	3	△ 3	3	3	△ 1	120	135	△ 15
10	63歳	行政職		6	6	2	14	3	△ 3	3	0	△ 1	199	200	△ 1
		病院職		3	5	1	9	0	0	0	0	△ 4	116	135	△ 19
11	64歳	行政職		0	9	3	12	4	△ 6	4	2	△ 1	198	200	△ 2
		病院職		0	11	1	12	4	△ 4	4	4	△ 1	119	135	△ 16
12	64歳	行政職		2	11	2	15	1	0	1	0	△ 1	198	200	△ 2
		病院職		1	16	0	17	0	0	0	0	△ 3	116	135	△ 19
13	65歳	行政職		0	16	1	17	2	△ 2	2	1	△ 2	197	200	△ 3
		病院職		0	19	1	20	3	△ 3	3	3	△ 4	115	135	△ 20
14	65歳	行政職		4	18	0	22	3	0	3	0	△ 1	199	200	△ 1
		病院職		1	18	0	19	0	0	0	0	△ 3	112	135	△ 23
15	65歳	行政職		3	23	0	26	4	△ 4	4	0	0	199	200	△ 1
		病院職		8	12	0	20	4	△ 4	4	0	0	112	135	△ 23
16	65歳			10	36	0	46	11	△ 11	11	0	0			
17				9	38	0	47	10	△ 10	10	0	0			
18				6	41	0	47	9	△ 9	9	0	0			
19				10	37	0	47	6	△ 6	6	0	0			
20				11	29	0	40	10	△ 10	10	0	0			
21				11	26	0	37	11	△ 11	11	0	0			
22				9	23	0	32	11	△ 11	11	0	0			
23				6	24	0	30	9	△ 9	9	0	0			
24				3	29	0	32	6	△ 6	6	0	0			
25				8	29	0	37	3	△ 3	3	0	0			